

## 入札金額積算内訳書の提出に関する Q&A

Q1 新たに記載することとなった「材料費・労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費」は具体的にどのようなものか。

A1 今回の改正で入札金額内訳書に記載する必要が生じたものは以下のとおりです。

- ① 材料費
- ② 労務費
- ③ 法定福利費
- ④ 建設業退職金共済契約に係る掛金
- ⑤ 安全衛生経費

Q2 材料費、労務費はどの程度の範囲で記載するのか。

A2 国土交通省ウェブサイトの「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」p14に記載されているとおり、必須項目として材料費については、「主な材料費」、労務費については、「積上げ積算方式の工種」、「施工パッケージ型積算方式の工種」とします。

Q3 法定福利費は、具体的にどのような経費のことか。

A3 現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額のことです。

Q4 安全衛生経費は、具体的にどのような経費のことか。

A4 労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費のことです。関連する費目は多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっています。このため、詳細な内訳の作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとなっています。

詳細は、国土交通省ウェブサイトの「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」p14を参照してください。

Q5 入札金額積算内訳書に、「①材料費」「②労務費」「③法定福利費」「④建設業退職金共済契約に係る掛金」「⑤安全衛生経費」の記載がないと、入札は無効となるのか。

A5 当該項目の記載がない入札金額積算内訳書を提出した入札は無効となります。な

お、現時点では、入札時にそれぞれの項目における金額の妥当性を精査するものではありませんが、今後、労務費ダンピング調査対象とした案件については、落札決定後に労務費について調査を実施することがあります。